

自動参集以外の災害医療本部・応急救護所メンバーの呼び出し方法について

【現在の「要員参集」について】

習志野市災害時医療救護活動マニュアル p9・11より

「その他、市災害対策本部長・市医療本部長が必要と認めた場合」、「必要に応じて電話等による連絡網で参集の指示を受けた場合に参集」と記載

- 早急な連絡が求められる状況であり、災害の状況程度によっては、通信障害等電話が有効でない場合が想定される。
- 具体的な連絡方法を検討することが必要。

【今回の検討事項 呼び出し方法案】

- ・参集メンバーの連絡先を市事務局で管理し、参集が必要となった際メンバーへ連絡。
 - ・電話の場合に生じる時間と人員の負担を考え、メールでの連絡を主とする。
- 有事の際、通信障害が生じることも想定されるが、通信網復帰後メールを確認してもらい参集してもらうことが現実的と考える。

■想定が明らかで、事前に呼び出しする場合（通信網への影響少なく平時の通信手段可能）は、

- ・市事務局より災害医療本部メンバーへ連絡。
- ・災害医療本部を設置し、応急救護所設置となる場合は、災害医療本部より応急救護所メンバーへメールで連絡。

■余震等被災の最中に、

今後の更なる被害を想定し呼び出しをする場合（被災により通信網への影響があり平時の通信手段が困難）は、

- ・時間の短縮を考え、メール送付し、通信網復帰後各自が確認し参集。
- ・平時の連絡手段は難しいため、有資格者に連絡が偏るが無線使用となるか。

■具体的な手続きについて

